

感染症危機対応医薬品等の研究推進に関する有識者委員会 設置要綱

令和7年6月6日
文部科学省研究振興局

1. 設置の目的

新型コロナウイルスのパンデミック時に、先進諸外国と比して、感染症有事に対する研究体制・生産体制の課題が浮き彫りとなった。こうした状況を踏まえ、ワクチン開発・生産体制強化戦略（令和3年6月1日閣議決定）が策定され、文部科学省ではワクチンに関する研究開発を強化するために、「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業」において、研究開発拠点の整備を進めるとともに、ワクチンの実用化に資する研究成果の創出に取り組んできた。

第3期健康・医療戦略（令和7年2月18日閣議決定）において、ワクチン・治療薬・診断薬を含む感染症危機対応医薬品等（以下、MCM）研究開発の必要性が指摘されたことを踏まえ、これまでのワクチン開発に資する研究開発だけではなく、MCM開発に資する研究開発の現状と今後の課題を整理しつつ、アカデミアにおけるMCMの研究開発推進の在り方の検討及びその進捗状況の評価等を目的として、「感染症危機対応医薬品等の研究推進に関する有識者委員会」（以下、委員会）を設置する。

2. 組織等

- （1）委員会の委員（以下「委員」という。）は、外部の有識者や専門家で構成する。
- （2）委員は、文部科学省研究振興局長が指名する。
- （3）委員会に主査を置き、委員の中から文部科学省研究振興局長が指名する。
- （4）委員会は、主査が招集する。
- （5）委員の委嘱期間は、委嘱した日から令和10年3月31日までとする。

3. 情報公開

委員会は特定機関の利害に関わる検討を行うため、会議及び議事については非公開とする。ただし、特定機関の利害に関わる議事を除き、委員会の資料及び議事要旨を適切な方法で公開することができる。

4. 守秘義務

委員は、委員会において知り得た情報について他に漏らしてはならない。

5. 庶務

委員会に係る庶務は、内閣府健康・医療戦略推進事務局の協力を得て、文部科学

省研究振興局研究振興戦略官付において処理する。

6. 雑則

この要綱に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の主査が委員会に諮って定める。